

緊急事態措置対策

まん延防止等重点措置（現行） （特措法第31条の6第1,2項、第24条第9項等）	緊急事態措置 （特措法第45条第2項、第24条第9項等）
区域：県全域 (措置区域：神戸市・阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路)	区域：県全域
期間：R3年8/16(月)～8/31(火)〔16日間〕	期間：R3年8/20(金)～9/12(日)〔24日間〕
<p>[外出自粛] ○感染拡大地域との不要不急の往来の自粛 等</p> <p>[飲食店] 措置区域 ○時短要請 ・ 5時～20時 ○酒類提供 ・ 禁止 (感染が下降傾向にある場合は知事の判断で19時まで提供可など緩和)</p> <p>その他区域 ○時短要請 ・ 5時～21時 ○酒類提供 ・ 11時～20時 ・ 酒類提供の場合の「一定の要件」の遵守</p> <p>(共通) ○感染対策徹底 ・ 「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 ・ カラオケ設備の利用自粛の要請</p> <p>[多数利用施設] ○イベント開催制限要件を準用した施設運用を要請 ○業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底</p> <p>措置区域 ○20時までの時短協力依頼^(※1)(酒類提供禁止)</p> <p>その他区域 ○21時までの時短協力依頼^(※1)(酒類提供11時～20時) ^(※1)イベント開催の場合は21時までの時短要請</p> <p>[イベント開催制限] ○国の開催基準に準拠 収容定員:50%以内(大声を出さない場合100%以内) 人数上限:5千人 ○21時までの営業時間短縮を要請</p> <p>[出勤抑制] ○在宅勤務(テレワーク)の推進</p>	<p>[外出自粛] ○感染拡大地域との不要不急の往来の自粛 ○混雑した場所等への外出の半減を要請 等</p> <p>[飲食店等] ○休業要請・時短要請 ・ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請 ・ 酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等への時短要請(5時～20時)</p> <p>○感染対策徹底 ・ 飲食以外の会話時のマスク着用の徹底 ・ 「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨</p> <p>[多数利用施設] (共通) ○同左 ○同左 ○人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を要請</p> <p><多数利用施設> ○20時までの時短要請^(※2)(酒類提供禁止) ^(※2)1,000㎡以下施設の場合は協力依頼</p> <p><イベント関連施設> ○イベント開催の場合は、21時までの時短要請(イベント開催以外の場合は20時までの時短要請^(※3)) ^(※3)1,000㎡以下施設の場合は協力依頼</p> <p>[イベント開催制限] ○国の開催基準に準拠 収容定員:50%以内 人数上限:5千人 ○21時までの営業時間短縮を要請</p> <p>[出勤抑制] ○在宅勤務(テレワーク)の推進</p>